

栃木県立高等学校における特別支援教育の充実

—「通級による指導」の導入 2019~2021年度—

国の制度改正により、平成30(2018)年度から、高等学校における「通級による指導」の実施が可能となりました。本県では、2019~2021年度の3年間、研究実践校において実践研究を進めるとともに、全ての県立高等学校において校内支援体制の整備を推進し、高等学校における特別支援教育の一層の充実に努めます。



「通級による指導」とは

「通級による指導」とは、通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導※を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態のことです。

※生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとして指導を行うものです。

「通級による指導」の導入による特別支援教育の充実

障害の有無に関わらず、誰もが地域社会の一員として自立し社会参加しながら生きていくことができる共生社会の実現が求められています。その実現に向け、教師は、生徒の理解を深め、生徒が相互に支え合う関係を構築するとともに、自信を育むことができるよう、一人一人の能力や特性に応じたきめ細かな指導・支援を行うことが大切です。

■通常の学級における指導・支援の充実

学級を基盤とする集団での学習や生活の中で、全ての生徒が安心感を高め、自己と他者への理解を深めることができるように、指導・支援に取り組むことが大切です。その中で、障害のある生徒については、個に応じて、合理的配慮の提供等の支援や、生徒が障害による困難を主体的に改善・克服するための指導を行うことが必要です。

■通級指導教室における「通級による指導」の実施

生徒が障害による困難を主体的に改善・克服するための指導について、通常の学級の範囲では十分ではない場合、本人・保護者の意向を踏まえ、通級による指導の実施を検討することになります。

通常の学級

全ての生徒への指導・支援

- ・安心感を高める
- ・自己理解・他者理解を深める

障害のある生徒への指導・支援

合理的配慮の
提供等の**支援**

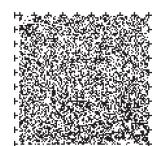
生徒が障害によ
る困難を主体的
に改善・克服す
るための**指導**

※通級による指導の成果は、全教職員
で共有し、通常の学級における指導
に反映させることが大切です。

通級指導教室

通級による指導

生徒が障害によ
る困難を主体的
に改善・克服す
るための**指導**



「生徒が障害による困難を主体的に改善・克服するための指導」の例

高等学校においては、これまでにも、通常の学級における学習指導や生徒指導、特別活動等の中で、生徒が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導を行ってきました。こうした指導を一層充実させながら、生徒の自立と社会参加に向け、通級による指導の実施も含め、一人一人の生徒への指導を充実させることが大切です。

障害による学習上 又は生活上の困難	生徒が障害による困難を主体的に 改善・克服するための指導の例	指導の成果として 望まれること
<p>事例 1</p> <p>周囲の状況や級友の気持ちに気付かず思ったことを言動に表してしまい、孤立してしまう</p>	<ul style="list-style-type: none">生徒が実際に直面した困難や課題の振り返り円滑なコミュニケーションが図れた体験やその時の気持ちの振り返りどのような力を身に付けたいかの考察設定したコミュニケーション場面における、相手の発語の背景にある意図の言語化	<p>○相互支援関係の構築 ○自信の醸成</p> <ul style="list-style-type: none">肯定的な自己理解学習や生活への意欲集団生活への適応持っている力の發揮必要な支援の要請等
<p>事例 2</p> <p>文章の読み取りや黒板の書き写しが苦手で、授業についていけない</p>	<ul style="list-style-type: none">学習の場面の振り返り自分に合った学習スタイルの発見パソコンの音声読み上げ機能やタブレット等の活用によるノート作成方法等の習得必要な合理的配慮についての理解	
<p>事例 3</p> <p>学習の段取りが苦手で課題の提出が遅れてしまう</p>	<ul style="list-style-type: none">行動の振り返りこれまでに課題が提出できたときの条件の抽出課題提出までの過程の確認課題に取り組みやすい方法の検討複数の課題があるときの計画の立案	

自立と社会参加

通級による指導の実施の有無に関わらず、教師は、日常の学校生活において直接的に生徒と関わる中で、生徒に寄り添い、ありのままを理解し受け止めることが大切です。「この先生なら、分かってもらえる」と思えるような関わりの中で、生徒は、不得意なところも含めて自分を認め、障害による学習上又は生活上の困難についても主体的に改善・克服していくこうという気持ちを持てるようになります。

